②　移動時には、次の措置を講ずる。
ア　移動当日に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。
イ　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。
ウ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
エ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
オ　複数の農場を連続して配送しないようにする。
カ　移動中は消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
キ　移動時には、法第32条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
ク　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
ケ　移動経過を記録し、保管する。

③　焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。
ア　運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
イ　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
ウ　焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

⑵　制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、⑴の③のアからウまでの措置を講ずる。

⑶　制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

⑷　その他

⑴から⑶までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後28日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該28日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径５キロメートル以内の区域を除く。）への家畜等の移入に関する制限の対象外を設けることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

第９　家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

口蹄疫防疫指針第９を準用する。

第10　消毒ポイントの設置（法第28条の２等）

口蹄疫防疫指針第10を準用する。

第11　ウイルスの浸潤状況の確認

１　疫学調査

⑴　疫学調査の実施方法

都道府県は、第３の４の⑵による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある家畜（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

⑵　疫学関連家畜

⑴の調査の結果、次の①から④までに該当する家畜であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、臨床検査を行う（⑴又は２の⑴の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。）とともに、患畜又は疑似患畜との接触後21日を経過した後に血清抗体検査を行うための血液を採材し、動物衛生研究所に送付する。

①　病性等判定日から遡って11日以上28日以内に患畜と接触した家畜
②　病性等判定日から遡って11日以上28日以内に疑似患畜（第４の２の⑵の②及び③に掲げる家畜に限る。）と接触した家畜
③　病性等判定日から遡って11日以上28日以内に患畜又は疑似患畜（第４の２の⑵の②及び③に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜
④　第４の２の⑵の⑤から⑦までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

なお、病性等判定日から遡って28日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家畜について、疫学関連家畜とする。

⑶　疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、⑵で疫学関連家畜と判断してから患畜又は疑似患畜との接触後21日を経過した後に実施する血清抗体検査で陰性が確認されるまで、法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。

また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

①　生きた家畜
②　生乳（臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。）
③　採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って28日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
④　家畜の死体
⑤　家畜の排せつ物等
⑥　敷料、飼料及び家畜飼養器具

２　移動制限区域内の周辺農場の検査

⑴　発生状況確認検査

都道府県は、牛疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

①　電話調査

都道府県は、第４の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。

②　立入検査

ア　都道府県は、動物衛生課と協議の上、第４の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径１キロメートル以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、６頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制